

## 5,714事業場 労働基準関係法令違反を確認

昨年のラコン通信10月号でも取り上げました、厚生労働省の「過重労働解消キャンペーン」(11月実施)について、重点監督の実施結果が取りまとめられ、このほど、公表されました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる8,494事業場に対して集中的に実施されました。

その結果、5,714事業場(全体の67.3%)で労働基準関係法令違反が確認されました。

### 【重点監督結果のポイント】

#### ①監督指導の実施事業場：8,494事業場

このうち、5,714事業場(全体の67.3%)で労働基準関係法令違反あり。

#### ②主な違反内容 [①のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

ア 違法な時間外労働があったもの：2,802事業場(33.0%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：1,427事業場(50.9%)

うち、月100時間を超えるもの：868事業場(31.0%)

うち、月150時間を超えるもの：176事業場(6.3%)

うち、月200時間を超えるもの：34事業場(1.2%)

イ 賃金不払残業があったもの：463事業場(5.5%)

ウ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948事業場(11.2%)

#### ③主な健康障害防止に係る指導の状況 [①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

ア 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの

：4,932事業場(58.1%)

うち、時間外・休日労働を月80時間(※)以内に削減するよう指導したもの

：2,216事業場(44.9%)

イ 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：1,362事業場(16.0%)

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

## 高度プロフェッショナル制度 適用は全国で1人

働き方改革関連法の中で、4月に導入された「高度プロフェッショナル制度」ですが、導入から1ヶ月で、適用を受けた労働者は全国で1人だけだったことが分かりました。制度導入は進んでいないようです。

### ◇高度プロフェッショナル制度とは

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間104日以上の日曜・祝日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

高度プロフェッショナル制度を導入する場合には、労働基準法に基づき、労使委員会による決議をし、「高度プロフェッショナル制度に関する決議届」を所轄の労働基準監督署に届け出るなどの必要があります。

### ◇高度プロフェッショナル制度の届出状況

	件数	労働者数	業務の分類
令和元年度(4月末時点)	1件	1人	新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

## 職場での熱中症死亡者数、死傷者数 前年の倍に

つい先日にも、35度を超える真夏のような暑い日が続き、熱中症について報道されているところですが、厚生労働省では、2018年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表しました。

また、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な熱中症災害を防止することを目指し、5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が行われています。

### 1. 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

- ・平成30年における職場での熱中症による死亡者数は28人と、平成29年と比べて2倍。
- ・死傷者数(死亡者数と休業4日以上業務上疾病者数を加えた数)は、1,178人と前年の2倍を超えた。
- ・熱中症による年間の死傷者数は、近年400~500人台だが、1,000人を超えたのは、過去10年間で最多。
- ・死亡者数を業種別にみると、建設業が10人と前年同様最も多いが、前年死亡者のいなかった製造業で5人、運送業で4人発生している。特に屋内作業での増加が目立っている。死傷者数では、警備業が前年のほぼ3倍、製造業、運送業が前年のほぼ2倍となっている。

### 2. キャンペーン期間中に各事業場で重点的に実施していただきたい事項

#### ①キャンペーン期間中(5月から9月)

- ・WBGT値(暑さ指数)の把握・評価
- ・労働者の健康状態の確認
- ・作業計画に基づき、WBGT基準値を大幅に超える場合の作業時間の短縮

#### ②重点取組期間中(7月)

- ・WBGT値低減対策の追加実施
- ・水分や塩分摂取の徹底
- ・異常時の救急隊への要請



☆ 6月12日(水)の当所の講演会まで約2週間となりました。すでに200名を超える皆様の参加のお返事をいただいています。皆様のご出席をお待ちしております。

よりよい講演会となるよう、事務所全体で準備に励みます。

鉛筆子